

令和6年度

事業者用

「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内

市では、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、市内で太陽光発電システムを導入する事業者や、太陽熱利用システムを導入する入浴介助サービス実施事業者に対して、その導入に係る経費の一部を補助します。

◆補助対象者の要件 P4～P5 参照 ※必ずご確認ください

◆補助対象項目一覧

① 事業者

補助対象経費の合計が **100万円以上（税抜）** の場合に対象となります。

補助対象項目		補助金額	上限額
太陽光発電システム (EMS または蓄電池を同時に設置するもの)	余剰売電型	補助対象経費の 1/10	200万円
	自家消費型	補助対象経費の 1/5	
営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）		補助対象経費の 1/5	

② 入浴介助サービス実施事業者用

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽熱利用システム	補助対象経費の 1/3	100万円

◆申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間（先着順・予算額に達し次第終了） 原則工事着工 30 日前までに申請してください。
工事着工前	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 2 月 28 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 <u>（土・日・祝日・年末年始は除く）</u>

なお、申請日から令和7年3月21日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告書兼請求書を提出できる方が対象となります。

【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15）

FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



－目次－

- 補助対象事業（一覧）及び申請期間・・・・・・・・・・ P3
- 補助対象者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ P4～P5
- 全ての補助対象項目に係る共通事項・・・・・・・・ P6
 - 補助対象経費、管理、処分の制限、書類の保存など
- 申請方法・要件・・・・・・・・ P7～P8
 - 申請方法、実績報告兼請求書、補助対象事業の変更、廃止
- 補助金が振り込まれるまでの流れ・・・・・・・・ P9
- ①事業者用補助対象項目の要件
 - 1 太陽光発電システム（余剰売電型）・・・・・・・・ P10
 - 2 太陽光発電システム（自家消費型）・・・・・・・・ P11
 - 3 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）・・・・ P12～P13
- ②入浴介助サービス実施事業者用補助対象項目の要件
 - 4 太陽熱利用システム・・・・・・・・ P14～P15

地球温暖化にストップを！

台風の大型化や河川の氾濫など、気候変動による影響は、地球温暖化が原因とも言われており、停電や冠水、輸送網の変更など、ビジネスへのリスクも増大します。

さらに、2015年に国連で採択された^{エスディーゼーズ}SDGs（※）（持続可能な開発目標）への貢献は企業経営の世界的潮流となっています。日本でも環境に配慮した事業運営、SDGsを意識した企業運営をすることで、取引先や顧客からの評価につながる状況になっています。

所沢市で排出されている二酸化炭素の約40%は、工場やオフィスから排出されていて、その対策が求められています。

再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進など、環境に配慮した事業運営にご協力をお願いいたします。

※SDGs…世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会を作るための世界共通の目標。

■補助対象事業、補助金額及び上限額（一覧）

①事業者…P10～P13参照

補助対象経費の合計が **100万円以上（税抜）** の場合に対象となります。

補助対象項目		補助金額	上限額
太陽光発電システム (EMS または蓄電池を同時に設置するもの)	余剰売電型	補助対象経費の 1/10	200 万円
	自家消費型	補助対象経費の 1/5	
営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）		補助対象経費の 1/5	

②入浴介助サービス実施事業者用…P14～P15参照

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽熱利用システム	補助対象経費の 1/3	100 万円

■加算措置について

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合、補助金額の **20%** の加算措置を受けることができます。

使用している電気の再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの、電源構成が公表されているページにてご確認いただけます。また、「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合もあります。

詳しくはご契約中の電力会社へご確認ください。

■申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間（先着順・予算額に達し次第終了） 原則工事着工 30 日前までに申請してください。
工事着工前	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 2 月 28 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 <u>（土・日・祝日・年末年始は除く）</u>

なお、申請日から令和7年3月21日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告書兼請求書を提出できる方が対象となります。



補助対象者

1. 全ての補助対象項目に共通する対象者（全て満たす必要があります）

- (1) 自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人または法人
 - ・ 賃貸住宅等の共有部分に使用するために補助対象事業を実施する賃貸住宅等の所有者
 - ・ 市外に事業の本拠地を置く事業者で、市内の事業所等に補助対象事業を実施する事業者も、補助の対象となります。

- (2) 埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者
埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者に地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。

- (3) 補助金の申請時、実績報告時に市税等の滞納がない者
納税状況については、市の内部のシステムにより確認いたしますが、場合によっては、納税証明書をご提出いただくことがあります。

- (4) 個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者

- (5) 工事完了後、令和7年3月21日（金）までに必要書類を添付して実績報告書兼請求書を提出できる方

- (6) 市の補助金との併給について
同一の事業について、市のその他の補助金を受けている場合は申請できません。

2. 太陽熱利用システムをご申請される事業者の場合

以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人

- (1) 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- (3) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- (4) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設（通所及び入所によるものに限る。）及び同法第29条に規定する有料老人ホーム

3. 対象者の要件に関する注意点

- 県や国の補助金との併給は可能です。
本補助金以外で市のその他の補助金を受けている場合は、ご相談ください。
- 補助対象事業を実施するための資金調達に関する補助を受ける場合でも対象となります。
例) 市の設備投資に対する利子補給制度（所沢市中小企業設備投資融資利子補給事業）など
- 本補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内に補助対象事業を実施する事業者あたり1回限りです。

全ての補助対象項目に係る共通事項

1. 補助対象経費

補助対象経費とは、補助対象事業を実施するのに必要不可欠と考えられる経費です。

(※既存設備の処分費用や認定費用などは対象となりません。)

(1) 機器費

設備機器、必要不可欠な付属機器

(2) 設置工事費

設置費、材料費、労務費、機器搬入費、その他市長が認める経費

2. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して**5年間**(以下「管理期間」という)は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

3. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為を行った場合は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合がございます。**

4. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から**5年間**保存してください。

5. アンケート等の実施・協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

申請方法・要件

1. 申請方法

補助対象工事のご契約締結後、「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第4号】」と必要書類（P10～P15参照）をご用意いただき、工事着工日の1ヶ月前までに所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5階 マチごとエコタウン推進課窓口	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますので、印鑑をご持参ください。	・ 郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）での提出をお勧めします。 ・ <u>予算額に達した日以降に市役所に到達した申請書類は全て不受理となります。</u> お急ぎの場合は窓口にご持参ください。

※書類に不足や不備があった場合

- ・ **必要書類が揃った時点で受付**となります。受付は先着順、予算額に達し次第終了いたします。
- ・ 書類に不足・不備等があった場合は、お電話にてご連絡することがございます。申請書のお電話番号は、日中連絡が取れるご連絡先をご記入ください。また、お手元に控えを保管していただき、当課の電話番号(04-2998-9133)をご登録いただく、などされますとご申請内容の確認が順調に進められて便利です。

連絡がつかないことにより書類不備等の申請条件が揃わず、工事が開始してしまった場合は補助金をお出しすることができません。あらかじめご承知おきください。

2. 実績報告書兼請求書

補助対象事業を完了した日から**30日以内**又は**令和7年3月21日（金）**のいずれか早い日までに、「所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第13号】」に必要書類を添付して、提出してください。郵送提出の期限は、**令和7年3月21日（金）必着**です。

3. 補助対象事業の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第8号】」に変更内容を確認することができる書類（変更契約書の写し、図面等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に**提出してください（郵送可）。ただし、予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

【提出が必要となる変更内容】

補助対象経費／申請額／契約の相手方／導入する機器 等

4. 補助対象事業の廃止

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止または廃止する場合は、**令和7年3月21日（金）**までに「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

郵送申請でより便利に！

郵送でのご申請も可能です。

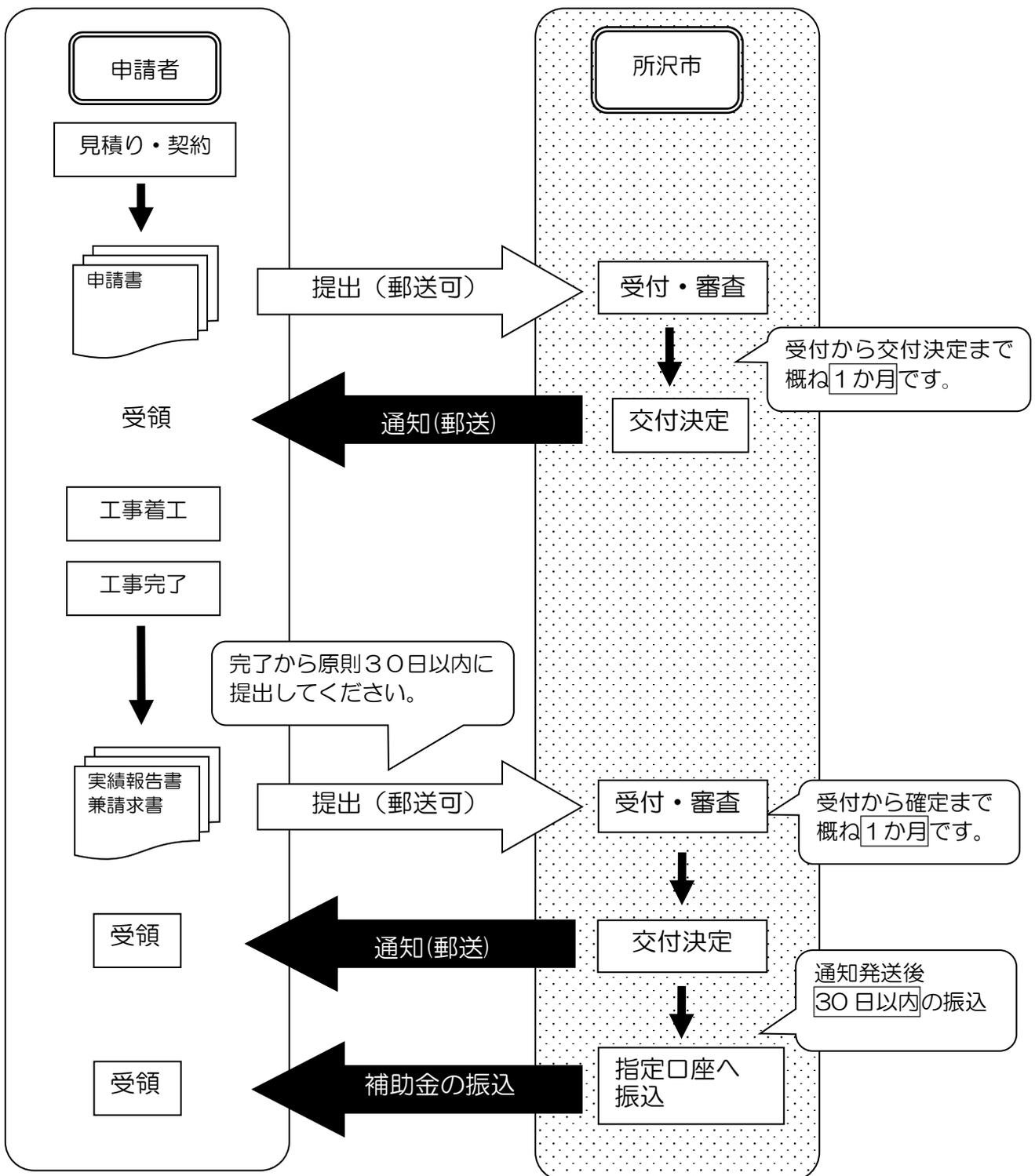
工事前の申請から完了後の実績報告、工事内容の変更や中止の届け出に至るまで、全て郵送でお手続きできます。

書類の不備等にご注意いただき、ぜひご利用ください！

より便利な制度を目指しています！



5. 補助金が振り込まれるまでの流れ



① 事業者用補助対象項目の要件

1 太陽光発電システム（余剰売電型）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品のもの ・ 日本産業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ EMS または蓄電池を同時に設置するもの EMS については、エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの
<p>補助対象経費</p>	<p>① 本体機器費 ② 設置工事費</p>
<p>必要書類 (申請時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 4 号】★</p> <p>② 事業計画書★</p> <p>③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果分かる書類</p> <p>④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類 （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等）</p> <p>⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの）</p> <p>⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑧ 施工箇所の施工前の現況写真</p> <p>⑨ 設計図</p> <p>⑩ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑪ チェックリスト【《事前申請時》事業者用】★</p> <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】★ <p>※再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類（直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し）
<p>必要書類 (実績報告時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 13 号】★</p> <p>② 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ※領収日が交付決定通知書の日付から令和 7 年 3 月 21 日（金）までのもの</p> <p>③ 施工中・後の写真（パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池）</p> <p>④ 電力受給契約申込書（施工業者よりお受け取りください）</p> <p>⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑥ チェックリスト【《実績報告・請求時》事業者用】★</p>

2 太陽光発電システム（自家消費型）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・日本産業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・EMS または蓄電池を同時に設置するもの <p>EMS については、エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>①本体機器費 ②設置工事費</p>
<p>必要書類 (申請時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 4 号】★</p> <p>② 事業計画書★</p> <p>③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>④ 事業者またはその他市長が認める団体であることを証する書類（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）または開業届出等）</p> <p>⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの）</p> <p>⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑧ 施工箇所の施工前の現況写真</p> <p>⑨ 設計図</p> <p>⑩ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑪ チェックリスト【≪事前申請時≫事業者用】★</p> <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】★ <p>※再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類（直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し）
<p>必要書類 (実績報告時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 13 号】★</p> <p>② 領収書等の写し（社判の押印があるもの）</p> <p>※領収日が交付決定通知書の日付から令和 7 年 3 月 21 日（金）までのものに限る</p> <p>③ 施工中・後の写真（パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池）</p> <p>④ 自家消費をしていることが確認できるもの</p> <p>⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑥ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫事業者用】★</p>

3 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新品のもの • 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置している太陽光発電設備であること。 • 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 • 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの • 継続可能で収益が見込める営農計画を立てていること。 • 営農に適した日射量が確保できる計画となっていること。 • パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていること。 • 支柱部分について、農地の一時転用許可を受けていること。 • 発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や農地の原形復旧、損害等の取扱いが明確であること。
<p>補助対象経費</p>	<p>①本体機器費 ②設置工事費</p>
<p>必要書類 （申請時）</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 4 号】★</p> <p>② 事業計画書★</p> <p>③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>④ 事業者またはその他市長が認める団体であることを証する書類（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）または開業届出等）</p> <p>⑤ 当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの）</p> <p>⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑧ 施工箇所の施工前の現況写真</p> <p>⑨ 設計図</p> <p>⑩ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑪ 営農型太陽光発電設備に関する農地の一時転用許可証</p> <p>⑫ 耕作に関する書類【別紙 5-2 号】</p> <p>⑬ チェックリスト【《事前申請時》事業者用】★</p> <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】★ <p>※再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを使用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類（直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し）

<p>必要書類 (実績報告時)</p> <p>★は所沢市の ホームページ からダウンロ ードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）【様式第 13 号】★</p> <p>② 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ※領収日が交付決定通知書の日付から令和 7 年 3 月 21 日（金）までのもの</p> <p>③ 施工中・後の写真（パネル・パワーコンディショナー）</p> <p>④ 完成図面</p> <p>⑤ 電力受給契約申込書（施工業者よりお受け取りください） ※電力系統に接続しない場合は不要</p> <p>⑥ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑦ チェックリスト【《実績報告・請求時》事業者用】★</p>
--	---

②入浴介助サービス実施事業者用

4 太陽熱利用システム

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設※ ③ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設※ ④ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設※及び同法第29条に規定する有料老人ホーム・中古品または自作品でないもの ※通所及び入所によるものに限る。 ・強制循環式で、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・蓄熱槽については、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
<p>補助対象経費</p>	<p>① 本体機器費 ② 設置工事費</p>
<p>必要書類 (申請時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書(事業者及び入浴介助サービス実施事業者用)【様式第4号】★ ② 事業計画書★ ③ 発電シミュレーションなど補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者またはその他市長が認める団体であることを証する書類(法人の登記事項証明書(履歴事項の全部事項証明書)または開業届出等) ⑤ 当該建物の登記事項証明書(全部事項証明書) ⑥ 補助対象経費の見積書の写し(機器費や工事費が分かるもの) ⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑧ 施工箇所の施工前の現況写真 ⑨ 設計図 ⑩ 導入システムの性能を証する書類(カタログ等) ⑪ チェックリスト【≪事前申請時≫事業者用】★ <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物所有者同意書【別紙5-1号】★ <p>※再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類(直近の電気料金請求書の写し及び比率の表示がある書類の写し)

<p>必要書類 (実績報告時)</p> <p>★は所沢市のホームページからダウンロードできます</p>	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書(事業者及び入浴介助サービス実施事業者用)【様式第13号】★</p> <p>② 領収書等の写し(社判の押印があるもの) ※領収日が交付決定通知書の日付から令和7年3月21日(金)までのもの</p> <p>③ 施工中・後の写真(集熱器、蓄熱槽)</p> <p>④ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの(納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し)</p> <p>⑤ チェックリスト【《実績報告・請求時》事業者用】★</p>
---	--

必要書類のうち、

- ・ 交付申請書
- ・ 実績報告書兼請求書
- ・ 事業計画書
- ・ チェックリスト

は、市のホームページからダウンロードできます。

市のホームページにて「スマートハウス」と検索し、「令和6年度【事業者】・【入浴介助サービス実施事業者用】「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内」をご確認ください。

